

奈内共第五十八号

【漁場計画素案】

一 漁場計画

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

宇陀市

3 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、宇陀川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深谷川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の天満川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の荷阪川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の内牧川の区域を除く。）の区域

- 基点第一号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川右岸との接点
- 基点第二号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川左岸との接点
- 基点第三号 宇陀市榛原桧牧の高倉橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点
- 基点第四号 宇陀市榛原桧牧の高倉橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点
- 基点第五号 宇陀市室生大野一四一一の三番地の龍鎮橋の右岸下流基柱と深谷川右岸との接点
- 基点第六号 宇陀市室生大野一四一一の三番地の龍鎮橋の左岸下流基柱と深谷川左岸との接点
- 基点第七号 宇陀市榛原山辺三二五番地の四のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川右岸との接点
- 基点第八号 宇陀市榛原山辺三三二二番地のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川左岸との接点
- 基点第九号 宇陀市榛原桧牧の高星橋から約一二〇メートル上流にある橋と荷阪川右岸との接点
- 基点第十号 宇陀市榛原桧牧の高星橋から約一二〇メートル上流にある橋と荷阪川左岸との接点
- 基点第十一号 宇陀市榛原桧牧のゆうゆう橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点
- 基点第十二号 宇陀市榛原桧牧のゆうゆう橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点

二 免許予定日

令和三年十一月一日

三 免許申請期間

令和三年七月二十日から同年九月三十日

四 関係地区

宇陀市室生向渕、室生大野、室生三本松、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生黒岩、室生田口元上田口、室生田口元角川、室生下田口及び室生並びに宇陀市榛原

備考

免許の存続期間は、令和三年十一月一日から令和五年十二月三十一日までとする。